

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 都市自治体の資金繰りに支障が生じないよう、引き続き、新型コロナウィルス感染症の影響を注視し、必要な場合には適切な措置を講じること。
5. 新型コロナウィルス感染症等により、住民生活や地域経済は未だ甚大な影響を受けており、その対策には国と地方が協力していく必要があることから、臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金により確保すること。